

旧優生保護法による優生手術や 人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ

遺伝性疾患や障がいなどを理由に、こどもができなくなる手術や、
妊娠を続けられなくなる処置をされた方、またはそのような話を聞いた
ご家族や関係者はいらっしゃいませんか？



令和7年1月17日に施行された「旧優生保護法補償金等支給法」に基づき、
対象となる方に補償金等を支給します。

① 補償金

- こどもができなくなる手術をされた方 …… 1500万円
- その結婚相手（事実上の結婚も認められます） …… 500万円

※ご本人が亡くなられた場合、遺族が受け取れます。

② 優生手術等一時金

- こどもができなくなる手術を
された方 …… 320万円

※ご本人だけが受け取れます。

①の補償金もあわせて受け取れます。

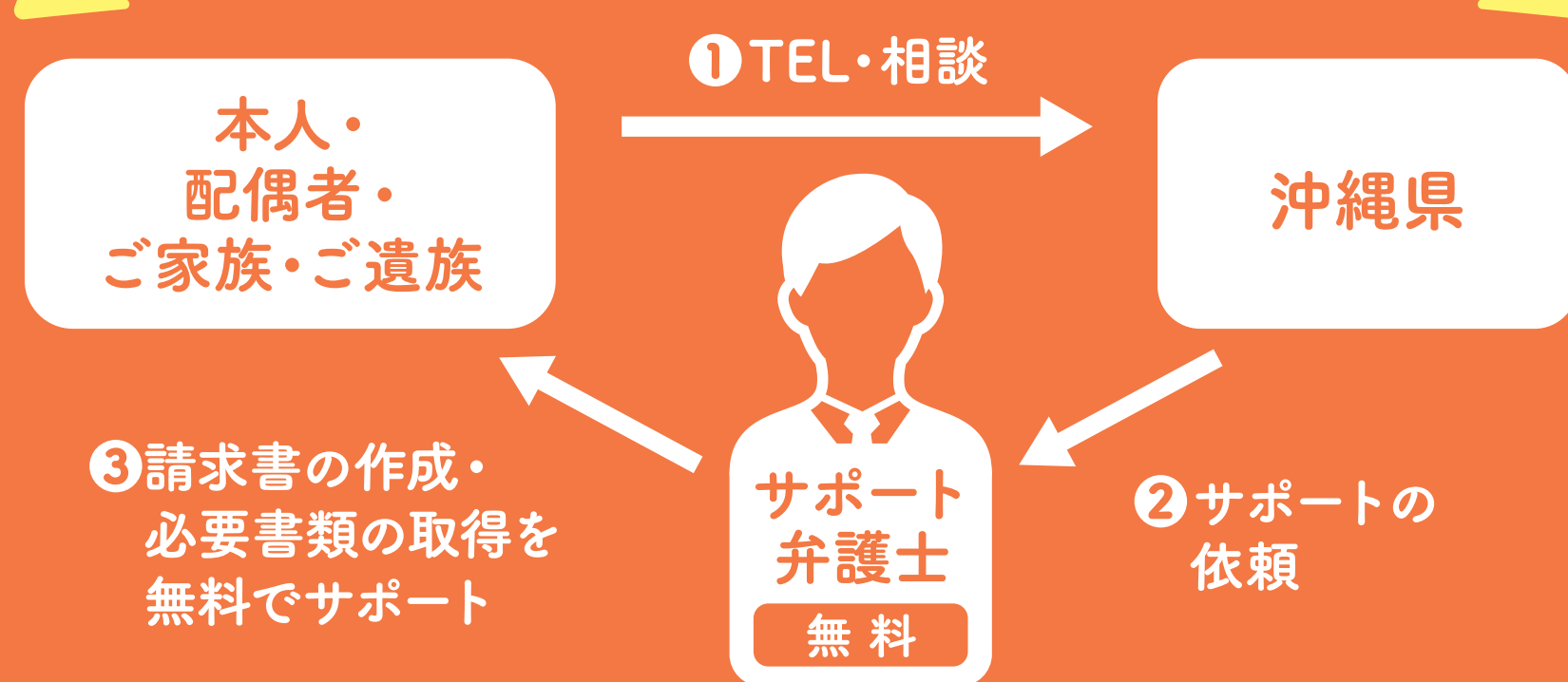
③ 人工妊娠中絶一時金

- こどもを生み育てたかったのに旧優生保護法に
より妊娠を続けられなくなった方 …… 200万円

※ご本人だけが受け取れます。

②の一時金を受け取った場合は受け取れません。

ご希望に応じて手続きをサポートします！



補償金等の請求手続きの流れ

< 請求期限: 令和12年1月16日 >



秘密は守られます。心当たりがあれば、まずはご相談ください。

 沖縄県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

TEL: 098-894-2404(専用) 受付時間: 午前10時～午後5時(土日祝、年末年始を除く)

✉ aa031305@pref.okinawa.lg.jp

詳しくはこちらから

